



2022年5月13日

各 位

会社名 エ ス ペ ッ ク 株 式 会 社  
代表者 代表取締役 執行役員社長 荒田 知  
(コード番号 6859 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 コーポレート統括本部長 大島 敬二  
(TEL. 06-6358-4741)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の当社第69回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

- (1) 2021年12月10日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、かねてより持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。このたび、取締役会における審議の充実化と監督機能のさらなる強化を図ることを目的として、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有する監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、当社の現状および今後想定される経営体制に鑑み、取締役等の役位の明確化を図るべく、現行定款第25条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第16条(電子提供措置等)を新設するとともに、不要となる現行定款第16条(株主総会の参考書類等のインターネット開示)の削除を行うものであります。なお、当該規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。ただし、上記(2)にかかる規定の新設・削除の効力が発生する時期については、変更案附則第1条の定めによるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定)	2022年6月23日
定款変更の効力発生日(予定)	2022年6月23日

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
<p>第15条 (招集権者および議長) 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議に基づき取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</p>	<p>第15条 (招集権者および議長) 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、<u>あらかじめ取締役会において定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項において定めた代表取締役に事故</u>あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</p>
<p>第16条 (<u>株主総会の参考書類等のインターネット開示</u>) 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところにより、インターネットによる開示により提供することができる。</u> (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第16条 (<u>電子提供措置等</u>) 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第17条～第19条 (条文省略)	第17条～第19条 (現行どおり)
<p>第20条 (議事録) 株主総会の議事は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、<u>議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p>第20条 (議事録) 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>

現行定款	変更案
<p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>第 22 条 (員 数) 当社の取締役は、8 名以内とする。 (新 設)</p> <p>第 23 条 (選 任) 取締役は、株主総会の決議によって選任し、この決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  ② (条文省略)</p> <p>第 24 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)  ② <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役、または退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設)  (新 設)</p> <p>第 25 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (員 数) 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> は、8 名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>第 23 条 (選 任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任し、この決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  ② (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (任 期) 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削除)  ③ <u>退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第 25 条 (代表取締役および社長) 取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会の決議によって<u>取締役社長1名、専務取締役および常務取締役を若干名</u>選定することができる。</p> <p>第26条 (取締役会の招集通知)          取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第28条 (取締役会の決議方法)          (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る)の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議の方法について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く)の中から、社長1名</u>を選定することができる。</p> <p>第26条 (取締役会の招集通知)          取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日以前に発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (重要な業務執行の決定の委任)  <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (取締役会の決議方法)          (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る)の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>第 29 条 (取締役会の議事録)            取締役会の議事は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>第 30 条 (取締役会の議事録)            取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>第 31 条 (報酬等)            取締役の報酬、賞与および退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>第 32 条 (報酬等)            取締役の報酬、賞与および退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>第 32 条 (社外取締役との責任限定契約)            当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項の最低責任限度額とする。</p>	<p>第 33 条 (社外取締役との責任限定契約)            当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項の最低責任限度額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 33 条 (監査役および監査役会の設置)  <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 34 条 (員 数)  <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 35 条 (選 任)  <u>監査役は、株主総会の決議によって選任し、この決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第 36 条 <u>(任 期)</u>  <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>第 37 条 <u>(常勤監査役)</u>  <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>第 38 条 <u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日以前に発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u>  ② <u>監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第 39 条 <u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>第 40 条 <u>(監査役会の議事録)</u>  <u>監査役会の議事は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p>第 41 条 <u>(監査役会規定)</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	(削 除)
<p>第 42 条 <u>(報酬等)</u>  <u>監査役の報酬、賞与および退職慰労金その他職務執行の対価は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>第 43 条 <u>(社外監査役との責任限定契約)</u>  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の</u>  <u>規定により、社外監査役との間に、</u>  <u>任務を怠ったことによる損害賠償責</u>  <u>任を限定する契約を締結することが</u>  <u>できる。ただし、当該契約に基づく</u>  <u>賠償責任の限度額は、会社法第 425</u>  <u>条第 1 項の最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 34 条 <u>(監査等委員会の設置)</u>  <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p>第 35 条 <u>(常勤監査等委員)</u>  <u>監査等委員会は、監査等委員の中か</u>  <u>ら常勤の監査等委員を選定すること</u>  <u>ができる。</u></p> <p>第 36 条 <u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、各監査</u>  <u>等委員に対して会日の 3 日以前に発</u>  <u>する。ただし、緊急の場合にはこの</u>  <u>期間を短縮することができる。</u>  ② <u>監査等委員全員の同意がある場合</u>  <u>は、招集の手続きを経ることなく監</u>  <u>査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 37 条 <u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わ</u>  <u>ることができる監査等委員の過半数</u>  <u>が出席し、その過半数をもって行</u>  <u>う。</u></p> <p>第 38 条 <u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>監査等委員会の議事録は、法令で定</u>  <u>めるところにより書面または電磁的</u>  <u>記録をもって作成し、出席した監査</u>  <u>等委員は、これに署名もしくは記名</u>  <u>押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>第 39 条 <u>(監査等委員会規定)</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令</u>  <u>または本定款のほか、監査等委員会</u>  <u>において定める監査等委員会規定に</u>  <u>よる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 44 条～第 46 条（条文省略）</p> <p>第 47 条（会計監査人の報酬等）            会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 48 条～第 51 条（条文省略）            （新 設）            （新 設）</p>	<p>第 40 条～第 42 条（現行どおり）</p> <p>第 43 条（会計監査人の報酬等）            会計監査人の報酬等は、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 44 条～第 47 条（現行どおり）  <u>（附則）</u></p> <p>第 1 条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）  <u>現行定款第 16 条（株主総会の参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上